

災害応急活動等の協力に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と株式会社 湘南ユニテック（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- （1） 周辺地域住民への避難場所としての施設の提供に関する事
- （2） その他必要に応じ協力できること

（協力要請）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な処置をとるものとする。

2 甲は、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（原状復帰）

第4条 災害時において甲は乙の所有する施設を使用した場合、その用を終えたとき、その施設を速やかに原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては総務人事部長とする。

（補 償）

第6条 甲は本協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合においては、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

第8条 この協定は平成27年1月9日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 1月 9日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄

乙 神奈川県高座郡寒川町倉見1919番地

株式会社 湘南ユニテック

代表取締役社長 小澤孝文